

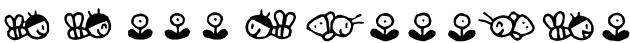
入園のしおり



いばら保育園

電話 62-1211

社会福祉法人 シンコー福祉会 法人理念



社会福祉法人シンコー福祉会は、児童憲章、子どもの権利条約に基づき、また児童福祉法等関連法令等を遵守し、児童の最善の幸福の為、その福祉を積極的に増進するように努めます。

その為に職員は豊かな愛情を持って接し、児童の処遇向上の為の知識や技術の習得に努め、よりよい保育の為に努力研鑽することを基本にします。また、地域における家庭援助の為、常に社会性と良識に磨きをかけ、相互に啓発するものとします。

保育理念



こころもからだものびやかに よくあそぶこども

- シンコー福祉会はかけがえのない人生の第一歩を踏み出したお子さんに対し、「ゆたかなこころ」と「すこやかなからだ」が育まれるよう、保育所保育指針に依拠して、養護と教育を一体とした保育を行います。
- 「子育て」は「子に育てられる」つまり「ともに育つ」とも言えます。子ども同士、子どもと親、子どもと保育士、親と保育士、地域と子どもなど、それぞれが生きていく上での「なかま」として、お互いに育ちあう関係性を大切に致します。



いばら保育園の保育目標



ゆたかなこころ
すこやかなからだ
ともにそだつなかま



いばら保育園の保育方針



- 子ども達の個性を大切にしながら、集団生活が楽しめるようにする。
- 異年齢児や友達との関わりの中で、いたわったり励ましあったりしながら、優しい心と思いやりのある子を育てる。
- 園外保育に出掛け、自然と触れ合う中で情緒や身体を育てる。



保育園の名称など



名 称	いばら保育園
所在地	井原市井原町 1440-2
営業主体	社会福祉法人シンコー福祉会
理事長	鳥越 洋美
園 長	山下 陽子



保育園の沿革



平成元年	4月1日	いばら保育園 開園 定員 60名
平成10年	4月1日	定員 90名
平成14年	6月1日	一時保育開始
平成17年	4月1日	定員 105名
平成22年	10月1日	延長保育開始
平成25年	4月1日	定員 90名
平成26年	11月1日	定員 100名
平成27年	4月1日	短時間保育開始



開園時間



7時15分～18時15分

延長保育時間 18時15分～19時15分 (200円)

(要事前申請。必要な方は申し出下さい)

短時間保育利用児の保育時間 8時15分～16時15分

※短時間保育利用の方の延長保育と料金は

7:15～8:15 (100円) と

16:15～17:15 (100円)になります。

☆お願い

☆ 9時までに登園しましょう。

☆ 欠席や遅れて登園する場合は9時までに連絡を入れて下さい。

☆ 勤務先がお休みの日は、親子で一緒に過ごすようにしましょう。

(月2回以上の家庭保育をお願いしています)

☆子どもの安全の為、小学生・中学生の送迎はご遠慮願います。

☆いつもと違う方のお迎えの場合は、必ず園までご連絡下さい。連絡がない場合は、子どもの安全の為保護者の方の了解が得られるまでお渡しすることができません。



取り組みについて



☆ 自然と遊ぼう会 (年4回)、高齢者

☆ 子育て支援事業—未就園児親子に

☆ 誕生祝い (子どもの誕生日当日に、写真・メッセージを掲示し、みんなで祝う)

☆ 体育指導 (月2回)、英語指導 (月1回)



保育内容について



☆保育時間は0歳児～5歳児までのそれぞれの身体的・精神的発達段階を踏まえ、無理の無いよう年齢別、月間、週間カリキュラム、日案などをたて、計画的な保育をしていきます。

また、一日の流れは年齢ごとのデイリープログラム (P9, 10) をたて、自由な中にも規律のある生活をしていきます。特に異年齢児との生活や遊びの中で、子ども同士で育ち合う保育を心がけます。



費用について



- ☆ 保護者会会費 200円
- ☆ 絵本代 定 価
- ☆ 保育用品一式 定 価 購入時
- ☆ 日本体育・学校健康センター災害共済掛け金（1年更新、毎年4月集金）230円
※保育園では、子どもたちが健康で安全な毎日を送ることができるよう十分な配慮をしていますが、万一の事故に備えて全員加入して頂きます。
※保育時間中及び通常経路を使用している登降園時の事故によるけがなどがその対象となります。給付にあたっては、医師の証明などの手続きが必要となります。用紙は園からお渡しします。
※その時の医療費は保護者の方に負担して頂く事になりますが、後日「日本スポーツ振興センター」より返金があります。かかった医療費が少額の場合は、対象にならないことがありますので、ご了承下さい。（その場合は、乳幼児医療費となります）（P13.14参照）
- ☆ 雑費などの集金はお便りでお知らせいたしますので、お釣りのないよう、平日の午前中に検診の保育士に手渡しして下さい。



給食について



- ☆ 0.1.2歳児は完全給食
3.4.5歳児は主食を持参（行事等特別献立として完全給食の日があります）
- ☆ 間食 0.1.2歳児は9時20分頃と3時頃の2回
3.4.5歳児は 3時頃の1回
- ☆ 0歳児は、月齢・発達状態を考えながら離乳食の用意をします。
- ☆ 毎月献立予定表をお配りしますので大切に保管してください。
- ☆ アレルギーの除去食の対応をしています。（アレルギーなどの症状がある場合は医師の診断書を年2回提出して頂きます）
特に嫌いな食べ物、体質に合わない食べ物があればあらかじめお知らせ下さい。
- ☆ 給食は12:00までは用意しておきますが、それ以降の登園の場合は、衛生面において食事は各自摂ってからの登園をお願いします。
- ☆ 毎日子どもたちが食べている給食を展示しております。お迎えの時にご覧下さい。



持ち物・保育用品について



		品名	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3~5歳児	
毎日 持 っ て 来 る 物		かばん		○	○	○	○	
		帽子		○	○	○	○	
		出席ノート				○	○	
		連絡ノート		○	○	○		
		手拭タオル		○	○	○	○	
		おしぼり		3枚	3枚	3枚	1枚	
		おしぼり入れ		1	1	1	1	
		箸・箸箱・白飯					○	
		ナイロン袋		2	2	2	2	
常 備 し て お く も の	午睡 用具	敷・掛布団		1組	1組	1組	1組	
		毛布（冬場）		1枚	1枚	1枚	1枚	
		タオルケット（夏場）		○	○	○	○	
	衣 類 ・ そ の 他		上服		3枚	3枚	3枚	2枚
			シャツ		3枚	3枚	3枚	2枚
			パンツ			3枚	3枚	2枚
			ズボン		3枚	3枚	3枚	2枚
			ソックス		2組	2組	2組	1組
			※紙おしめ		10枚	10枚	5枚	
			※おしめ・おしめカバー		○	○		
			通園バッグ		○	○	○	○
		絵本バッグ		○	○	○	○	

※家庭で紙おしめを使われている方は紙おしめを、布おしめを使われている方は布おしめとおしめカバーをご用意下さい。

☆ 持ち物全てひらがなで油性マジックで名前をはっきりと書いてください。（色物にはあて布をして下さい）園での無記名の物や忘れ物は、無記名かごに入れていただきますので、ご確認下さい。

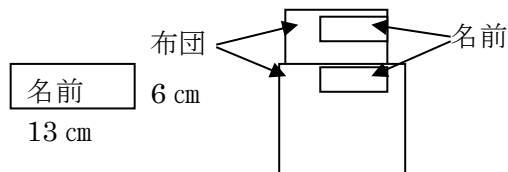
☆ 汚れ物は持ち帰らせますので、洗って翌日補充をお願いします。

☆ 靴の中は毎日確認をしてください。おしぼりや手拭タオル、箸と箸箱は毎日洗い、こまめに交換して衛生的なものを用意して下さい。

☆ 防寒着や制服など上に羽織るものは、首のところにひもで輪っかを付けて頂き自分たちで始末が出来るようにして下さい。

衛生面等から、紙おしめは園の方で処分します。紙おしめを利用されている方は、井原市指定のゴミ袋大を入園・進級時に0・1歳児は5枚、2歳児は3枚3歳以上児は1枚、持って来て下さい。

- ☆ 鞆に付けるキーホルダーは1つだけにしましょう。
- ☆ 季節の変わり目に、お子さんの衣装かごを持ち帰りますので、名前の確認と季節に合った衣装の用意をお願いします。
- ☆ 布団は外から見やすいところに名前を書いた布を貼りつけて下さい。
タオルケットや毛布にも同じように記名をお願いします。



服装について



- ☆ 行事の時は、体操服の上に制服（3・4・5歳児）
行事の時以外は、華美にならない程度の普段着でも構いません。
- ☆ 履物・・・運動靴（7～8月は草履のかかとの部分にゴムを付けたもの）
- ☆ 上履き・・・バレシューズ（3.4.5歳児）
※草履と上履きについて、2歳児は子どもの状態に合わせて使用しますので、その都度お知らせいたします。



保健衛生について



- ☆ 保育園での健康管理
 - ・健康診断 年2回実施（きのこ診療所 佐々木先生）
 - ・身体測定 毎月実施
 - ・歯科検診 年1回実施（矢吹歯科）
 - ・尿検査 年1回実施
- ☆ 麻疹・水痘・流行性耳下腺炎・流行性角結膜炎などの伝染病疾患後の登園時には医師が証明する治癒証明書が必要となります。
- ☆ マイコプラズマ肺炎・RSウイルス感染症・ウイルス性胃腸炎（ロタ、ノロなど）などの感染症疾患後は、医師と相談の上保護者の方に書いて頂く登園届けが必要となります。
- ☆ インフルエンザにつきましては、インフルエンザ用の治癒証明書があります。
- ☆ 保育園は健康な子どもを預かる場所ですが、やむなく薬を持参する場合は1回分（水薬も）に分け検診時に保育士に手渡して下さい。その場合投薬願いの用紙と病院からの処方箋が必要となります。
※治癒証明書・登園届・投薬願いの用紙は園にあります。また、ホームページに記載していますので必要な方はご利用下さい。
- ☆ 当日の健康状態など気になる事は、朝の検診時に必ずお伝えください。

- ☆ 急病や怪我をした場合、まず保護者の方へ連絡をさせていただきますので、必ず連絡が取れるようにしておいて下さい。連絡先が変更になった場合はただちに担任の方へお知らせ下さい。
- ☆ 頭髪、皮膚、爪はいつも清潔にして下さい。
- ☆ 前髪は目にかからないようにしましょう。また、長い髪の子は束ねて登園しましょう。(髪を束ねる場合は、誤飲事故の原因となりますのでリボンやビーズ等かざりが少なく太めのゴムを使ってください。



貸し出し絵本について

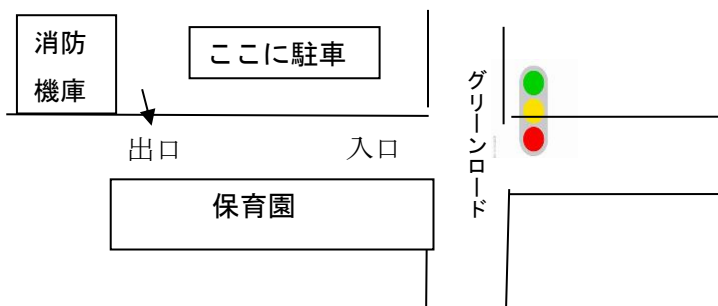


- ☆ 「本を読むことが好きな人になってほしい」、また、「絵本の読み聞かせをすることが、親子の心の交流の場になってほしい」という思いから貸し出し絵本を行っています。
- ☆ 毎週金曜日に絵本を持ち帰りますので、親子で楽しんで下さい。
- ☆ 翌火曜日が返却日となっています。絵本袋に入れたままご返却下さい。
- ☆ 本は親子で楽しむものです。大切に扱いましょう。
 - ・紛失したり破損した場合は、担任に連絡をして下さい。場合により弁償をお願いすることもあります。



交通安全について

- ☆ 門扉は必ず保護者の方が閉めて下さい。(2重ロックになっています)
- ☆ 送迎の時間はラッシュになります。お子さんの手を引き、安全を確認し、お互い事故のないように注意して下さい。
- ☆ 駐車場は前の空き地をご利用下さい。前の道路はグリーンロードになっていますので駐・停車しないで下さい。信号側が入口で、消防機庫側が出口となっています。道路に向かって前進で停めて下さい。
- ☆ 駐車場はアスファルトの上を徐行でお願いします。
- ☆ 冬場は路面の凍結の恐れがありますので、十分注意をしてください。





災害について



- ☆ 保育時間中、付近に災害があつたり台風が接近したりした時などの緊急連絡の際は、メールにて一斉送信をさせていただきます。入園時にメールの登録をお願いします。緊急時はできるだけ早く保護者、又はこれに代わる方が迎えに来て下さい。
- ☆ 避難場所として、水害時は井原小学校、火事などの災害の時は井原公民館になっています。
- ☆ 気象警報が発令された時は、井原市保育協議会の「気象警報発令等における保育ガイドライン」に沿って下さい。「気象警報発令等における保育ガイドライン」はP12に記載しています。



その他



- ☆ 毎月園便りをお配りしますので必ず目を通して下さい。急な変更やその日のクラスの様子は、玄関横のホワイトボードでお知らせしていますので、毎日降園時にはご確認下さい。
- ☆ 家庭から玩具やお金、食べ物など絶対に持参させないで下さい。
- ☆ 悩みや相談、苦情などは随時お申し出下さい。話し合う機会を持ちたいと思います。また、玄関横に意見箱（ポスト）を設置しています。お気軽にご利用下さい。
- ☆ ホームページを開設しています。おたよりの欄に「園だより」「献立表」を、最近の様子のクラス便りの中に「クラスだより」を掲載しています。また、『最近のようす』のページでは、子どもたちの園での様子を紹介しています。『最近のようす』を開くにはパスワードが必要ですので、保育士にお尋ね下さい。また、写真の掲載については、保護者の方の了解を得ています。園内の生活の写真など、個人でSNSなどにアップすることは控えて下さい。
- ☆ 子どもさんの日頃の園の様子の写真を石井写真館さんのネットから定期的に販売をしています。



デイリープログラム(1~5歳児)



— 1・2歳児 —

時間

— 3・4・5歳児 —

順次登園

7 : 15

- ・ 検診
- ・ 室内で好きな遊び
- ・ 排泄

片付け、手洗い



9 : 00

おやつ

朝の会

カリキュラムに沿った遊び

- ・ 運動遊び、散歩、リズム遊び
- ・ 造形、おはなし、ごっこ遊び



片付け、排泄、手洗い

11 : 00

給食

- ・ 歯磨き

午睡準備

午睡



順次登園

- ・ 検診
- ・ 持ち物の片づけ
- ・ 友達と一緒に自ら選んだ遊び

体操ごっこ

- ・ 好きな遊びを続ける

片付け

朝の会

カリキュラムに沿った遊び

- ・ 造形、絵本、集団遊び
- ・ 運動遊び、散歩、リズム遊び



片付け、排泄、手洗い

給食

- ・ 歯磨き

午睡準備

午睡



目覚め

14 : 30

排泄・手洗い

おやつ

帰りの会

順次降園

- ・ 好きな遊び



延長保育開始

18 : 15

目覚め

排泄・手洗い

おやつ

帰りの会

順次降園

- ・ 好きな遊び (室内・戸外)



延長保育開始

※年長児は、運動会後より午睡が無くなり
午後活動が始まります。



デイリープログラム(0歳児)



時間	—3～5か月—	—6～9か月—	—10～18か月—
7:15	順次登園 ・検診、検温 ・保育士と遊ぶ ・おしめ交換	順次登園 ・検診、検温 ・保育士と遊ぶ ・おしめ交換	順次登園 ・検診、検温 ・好きな遊び ・排泄 (おしめ交換)
10:00	午前睡	午前睡	おやつ 発達に合った遊び ・絵本読み聞かせ ・探索活動
10:30	ミルク	離乳食・ミルク	
11:00	保育士と遊ぶ ・ふれあう ・外気浴 ・語り合う	保育士と遊ぶ ・外気浴 ・ふれあい遊び	片付け 食事
12:30	午睡	午睡	午睡
14:30	ミルク 	ミルク 	目覚め ・排泄 (おしめ交換)
15:00	保育士と遊ぶ	保育士と遊ぶ	おやつ
			好きな遊び
16:15	順次降園	順次降園	順次降園
18:15	延長保育開始	延長保育開始	延長保育開始

感染症の登園基準

いばら保育園

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行を出来るだけ防ぐことで、一人一人の子が快適に生活できるよう、下記の感染症について届け出をお願いします。感染力のある期間を配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育生活が可能状態になってからの登園であるようご配慮下さい。

◎医師からの治癒証明が必要な病気

病名	潜伏期間	感染しやすい期間	主な症状	登園基準
インフルエンザ	1～4日	発症前日から発症後3日	発熱・悪寒・関節痛・咽頭痛・咳・下痢	発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日し、元気がよいこと
百日咳	7～10日	感染後約3週間	特有の咳の持続	特有の咳が消失したこと、また、抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
麻疹（はしか）	8～20日	発疹出現の前日から4～5日	高熱後3日頃から全身に小さな水泡	発疹に伴う熱が下がった後3日を経過していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	10～18日	明らかな症状を示す3日前からその後4日	発熱後耳下腺・舌下腺・顎下腺の腫れ・痛み	耳下腺の腫れが発現してから5日を経過し、かつ、全身状態が良好になっていること
風疹（三日はしか）	16～18日	発疹出現7日前から7日後	発疹・発熱・琳派の腫れ	発疹は消失していること
水痘（みずぼうそう）	14～16日	水泡出現前～かさぶたになってしまうまで	微熱・水泡	すべての水泡がかさぶたになっていること
咽頭結膜熱（プール熱）	2～14日	潜伏期間後半から発症後5日	高熱・のどの痛み・咳・目やに・目の充血	主な症状の消失後2日を経過していること
流行性角結膜炎（はやり目）	2～14日	発病後数日間	目の充血・まぶたの腫れ・耳前リンパ節の腫れ・目やに	結膜炎の症状が消失後、医師が周囲への感染がなくなったと判断していること
腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）	1～16日	便に排菌がある時	腹痛・水様便・血便・発熱・嘔吐	抗菌薬による治療が終わり、48時間あけて2回連続で検便を行い、抗菌性が確認できていること
結核	発病時期はさまざま	喀痰に排菌がある期間	発熱・咳・痰	医師が感染の恐れがないと認められていること

◎主治医と相談し、登園届が必要な病気

病名	潜伏期間	感染しやすい期間	主な症状	登園基準
手足口病	3～6日	発症後数日間	発熱・口の中に水泡・手足や体に水泡	解熱後1日以上経過し、元気がよく、いつもの食事がとれていること
伝染性紅斑（りんご病）	4～14日	発疹出現前1週間	顔面赤斑（特に頬部に赤斑性発疹）	発疹が出る頃には感染力はなくなっているが、全身状態がよいこと
ヘルパンギーナ	3～6日	発症後数日	高熱・のどの痛み・咽頭に水泡	解熱後1日を経過し、元気がよく、いつもの食事がとれていること
マイコプラズマ肺炎	2～3週間	抗菌剤投与より数日間	咳・発熱・頭痛・痰	発熱や激しい咳がとまり、元気が出ていること
ウイルス性胃腸炎（嘔吐下痢症・ロタ・ノロ）	12時間～3日	症状のある間と症状消失後1週間	嘔吐・下痢・発熱 ロタ・ノロ・便が白くなることも	嘔吐・下痢がおさまり、いつもの食事がとれること
突発性発疹	9～10日	発疹出現数日前から発疹のある間	発熱後3日ぐらいで全身に発疹	解熱後機嫌がよく全身状態がよいこと
RSウイルス感染症	4～6日	呼吸器症状のある間	発熱・鼻水・咳・喘鳴（ぜーぜー息をする）	呼吸器症状が治まり、全身状態がよいこと
帯状疱疹（ヘルペス）	水痘感染後体内の神経節にウイルスが潜み、体力が落ちた時に活動し始める	水泡のある間	痛い発疹・水膨れ	すべての水泡がかさぶたになっていること
溶連菌感染症	2～5日	潜伏期間後半から発症後7日	高熱・のどの痛み・イチゴ舌・全身にかゆみを伴う発疹	抗菌薬内服後1～2日経過していること

◎その他、気を付けて頂きたい病気

病名	潜伏期間	感染しやすい時期	主な症状	登園基準
水いぼ	2～7週間	いぼより滲出液が出ている間	皮膚と皮膚がすれ合う所にいぼ	かき壊し傷から滲出液が出ている時はガーゼなどを当てること
とびひ	2～10日	湿潤な病巣がある間	湿疹や虫さされのあとをかき壊し、水泡が出る	皮膚が乾燥しているか、汁が出ている部分をガーゼで覆うこと
アタマジラミ	10～20日	しらみが附着している間	頭のかゆみ	駆除を開始していること
ヘルペス口内炎	3～7日		高熱・のどの腫れ・口の中に水泡 歯肉の腫れ	熱がなく、よだれがとまり、いつもの食事が食べられるようになってから

井原市保育協議会
避難情報発令時等における対応ガイドライン

1 園が所在するエリアに、気象情報・避難情報が発令された場合の対応

		「午前6時の時点で発令中」 または「午前6時から開園時刻までの間に発令」	開園中の発令
気象警報 注意報 (気象庁)	特別警報	休園(終日)	・保育を中止 ・園又は避難場所等へのお迎えをお願いします
	警報	開園しますが、できるだけ家庭での保育をお願いします	・保育を継続しますが、出来るだけ迎えをお願いします
	注意報	通常保育	・通常保育を継続
避難情報 (井原市)	警戒レベル5 緊急安全確保	休園(終日)	・保育を中止 ・園又は避難場所等へのお迎えをお願いします
	警戒レベル4 避難指示		
	警戒レベル3 高齢者等避難		

※特別警報・高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保が発令されていない場合でも、園において、個別の状況等により、安全な保育が困難と判断する場合は、休園することがあります。その他、園により特別な対応をとる場合は、園からメール配信等により連絡があります。

2 地震発生時の対応

震度5以上の地震が発生した時

開園時刻前に発生	終日休園
保育園(保育施設)が休みの日に発生	次の登園日は休園
保育時間中に発生	安全を確保しつつ、 <u>速やかな迎え</u> をお願いします

日本スポーツ振興センター災害共済給付金について
～子どもが保育園で怪我をした時の手続き～

保育園管理下でのけが等で病院を受診するときは、いったん現金でお支払いください。
～井原市はスポーツ振興センターの災害共済給付金を優先します～

井原市では、平成23年度よりお子さんが保育園の管理下において不慮の事故で負傷等した場合は、加入頂いている日本スポーツ振興センターの災害共済給付金を優先することとします。保育園でのけがの場合、医療機関の窓口で、園が発行する「学校管理下負傷証明書」保険証と一緒に提出し、医療費の自己負担をいったんお支払いください。

後日、日本スポーツ振興から保育園を通じて自己負担額と医療費の2割相当分の見舞金が支払われます。

保育園管理下の負傷については、原則、医療機関で窓口無料となる「子ども医療費受給者資格証」は使用しません。(市外・県外の病院でも使用できません)

なお、初診時に保育園から「学校管理下負傷証明書」を受け取っていない場合は、必ず口頭で保育園でのけがであることを病院等に申し出てください。医療機関で付き添いの方に「学校管理下負傷証明書」を記入していただく場合もあります。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の対象にならない場合は、子ども医療費給付申請をしていただくこととなりますので、必ず領収書を保管しておいてください。

お子様の受診に付き添われるご家庭の全ての方々のご理解とご協力をよろしく願います。



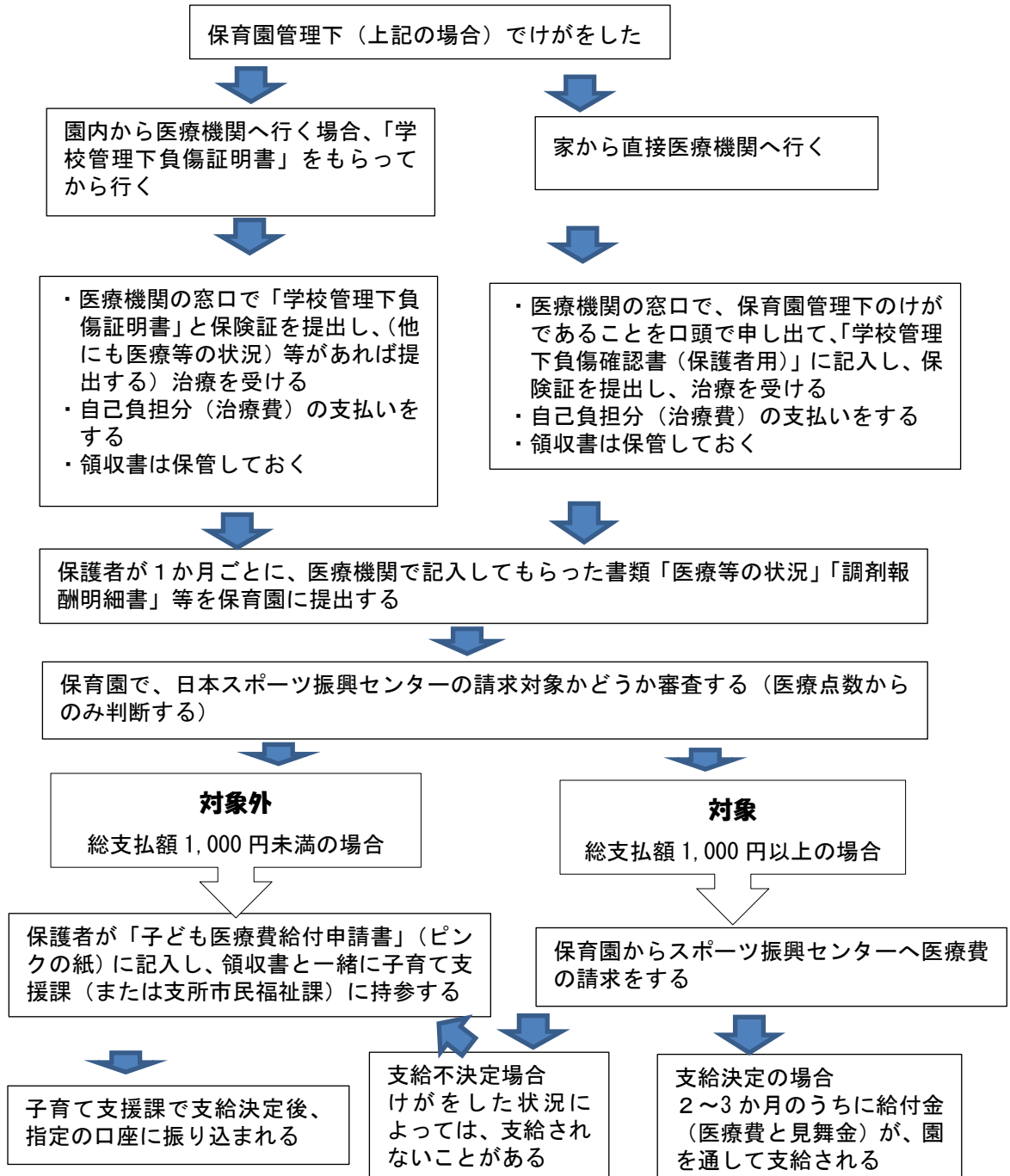
【保育園の管理下でけがをした場合】

保育園管理下でけがをした場合「子ども医療費受給資格証」は使えません

1. 災害給付の対象（保育園管理下）

- ・園児が園内で保育を受けている時
- ・園が計画した園外活動を行っている時（園外保育、バス旅行など）
- ・通常の経路及び方法により通園する場合（登園中、降園中）

2. 給付請求の仕方



【苦情申し出窓口設置について】

社会福祉法第 82 条の規定により、本保育者では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えています。

本保育所における苦情解決責任者、苦情受付担当者、および第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めています。

記

1. 苦情解決責任者 山下 陽子（園 長）
2. 苦情受付担当者 山足 洋子（主 任）
内山 智美（保育主任）
3. 第三者委員 井 原 斎藤 節子 民生児童委員 [連絡先 0866—62—1563]
木之子 妹尾 信子 民生主任児童委員 [連絡先 0866—62—7420]
県 主 佐藤 聖子 民生主任児童委員 [連絡先 0866—62—8543]
4. 苦情解決の方法

（1）苦情に受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
なお、第三者委員に直移設申し出ることもできます。

（2）苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

（3）苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。
その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立ち合いを求めることが出来ません。なお、第三者委員による立ち合いの話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整・助言

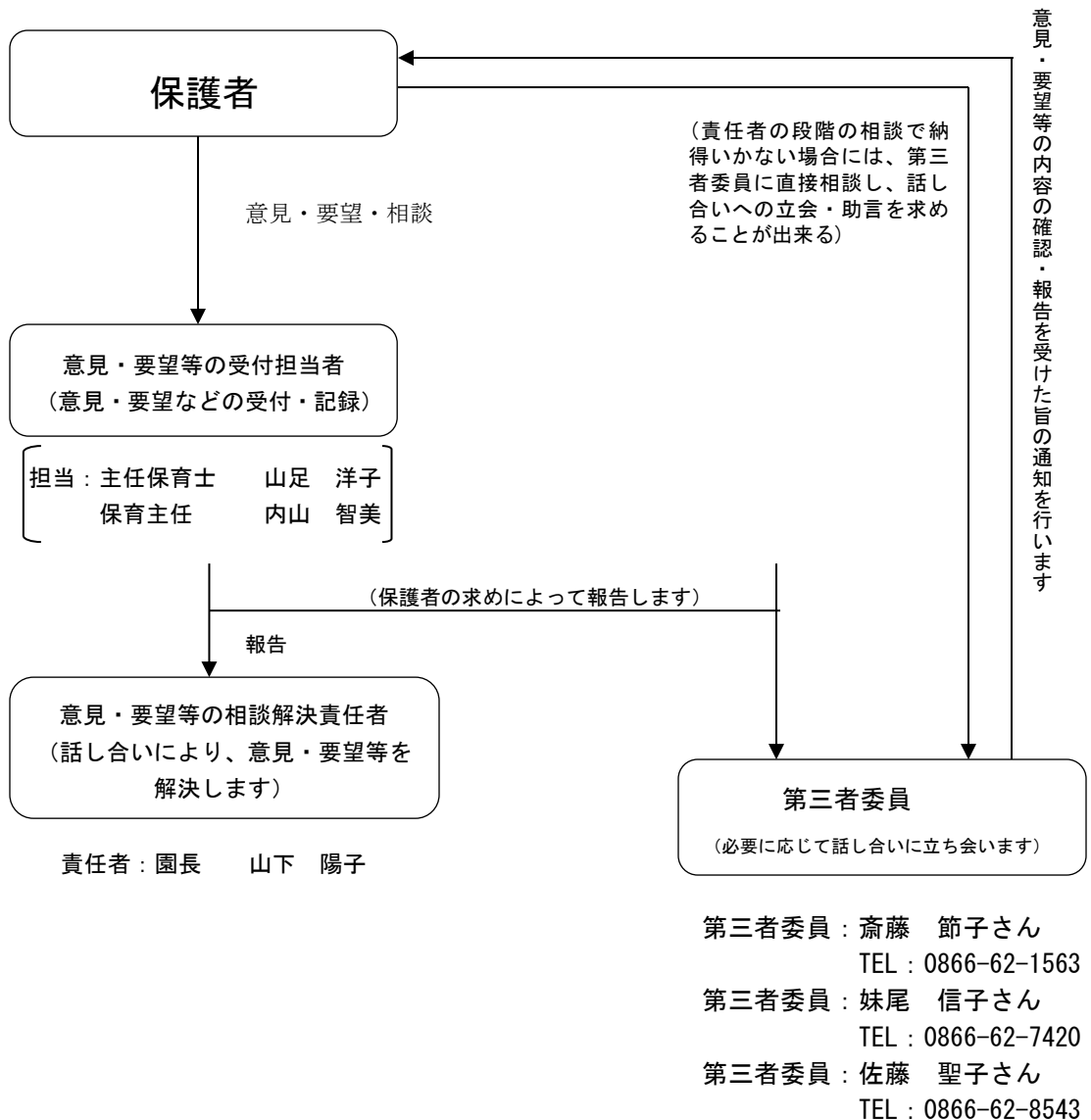
ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

（4）都道府県「運営適正委員会」の紹介

本保育者で解決できない苦情は岡山県社会福祉協議会に設置された運営適正委員会 [連絡先 086—226—9400] に申し立てることが出来ます。

以上

【ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて】



※相談解決の結果（改善事項）は、口頭もしくは文章で責任者よりご報告申し上げます。

※以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は岡山県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

(運営適正化委員会の連絡先：TEL 086-226-9400 Fax 086-227-3566)

いばら保育園運営規程

(事業所の名称)

第1条 社会福祉法人シンコー福祉会が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 いばら保育園
- (2) 所在地 岡山県井原市井原町 1440-2

(施設の目的及び運営方針)

第2条 いばら保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- (3) 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (4) 「当園」は、「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成 24 年岡山県条例第 4 7 号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 「当園」の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 54人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 34人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 12人

(提供する保育等の内容)

第4条 「当園」は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）
第7条に規定する時間において、保育を提供する。
- (2) 食事の提供
- (3) 一時預かり事業

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、この条における第3号保育士については、入所乳幼児の人数に応じて増減することがある。

(1) 園長

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対して法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 栄養士

利用乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。

(5) 調理員

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(6) 事務職員

会計、経理、出納その他の事務を行う。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始及び祝祭日は除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりである。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時15分から18時15分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時15分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時15分から16時15分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から8時15分まで又は16時15分～19時15分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第 8 条 「当園」の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

※令和元年度 9 月より井原市保育料無償化となる。

- (1) 「当園」は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額(子ども・子育て支援法第 28 条第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払いを受けるものとする。この場合、当該保育者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。
- (2) 「当園」は、前二項の支払いを受けるほか、特定教育の提供における便宜に要する費用のうち、別表 I に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第 9 条 「当園」は、市町村から保育の実施について委託を受けたときには、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第 10 条 「当園」は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 2 号認定こどもの保護者が、法に定める支払要件に該当しなくなったとき
- (3) 3 号認定こどもの保護者が、法に定める支払要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第 11 条 「当園」の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 保育の提供により事故が発生した場合は、井原市、利用乳幼児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 「当園」は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- (3) 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待防止のための措置)

第 13 条 「当園」は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第 14 条 「当園」は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育、保育施設及特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 19 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

別表 I

費用の種類	納付額	徴収の目的
延長保育利用料	1 回 200 円	延長保育の料金として
	1 回 100 円	短時間認定子ども延長利用料金
個人絵本代	月額〇〇〇円	個人の絵本題として (クラスにより金額が異なる)
保護者会会費	月額 200 円	保護者会活動費として
災害共済掛金	年間 230 円	日本スポーツ振興センター災害共済掛金として
その他行事等において必要とされる費用	行事毎の必要額	遠足のバス代など行事によって保護者負担をお願いする場合があります。

一時預かり事業内容

実施事業	事業内容
一時預かり事業	保育園に通っていない 1 歳から就学前までの乳幼児を、家庭で保育ができないときお預かりします。(※事前登録、利用予約が必要) ・対 象 者…保育園に就学していない乳幼児 ・利用限度…原則として月 14 日以内 ・利 用 料…保育料 1 時間 200 円 食事代 200 円 おやつ代 100 円

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 5 月 1 日改定(保護者会費の改正)

